

クリエイター派遣審査選定委員会設置要綱

公益財団法人こうべ産業・就労支援財団

(目的)

- 第1条 公益財団法人こうべ産業・就労支援財団（以下「財団」という。）は、財団の定款第4条第1号に基づき実施する、クリエイター派遣事業の円滑な推進を図るため、クリエイター派遣審査選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 この要綱は、委員会の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は次の各号に定める事務を所掌する。

- (1) 財団が派遣するクリエイターの選定及び登録の審査に関すること
- (2) 財団におけるクリエイター派遣対象事業の審査に関すること
- (3) その他財団のクリエイター派遣事業に関して財団理事長が必要と認め審査する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、クリエイター派遣事業を所管する常務理事（経営支援部所管）をもってあてる。クリエイター派遣事業を所管する常務理事（経営支援部所管）に欠員があるときは、委員のうち経営支援部長をもってあてる。
- 3 委員は次に掲げる者をもってあてる。

雇用促進部長、産業イノベーション推進部長、ビジネス開発部長、経営支援部長

(委員長の職務及び代理)

- 第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、経営支援部長がその職務を代理する。

(招集)

- 第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(会議)

- 第6条 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(意見の聴取)

- 第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(持ち回りによる審議)

- 第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会を招集せず、議案の持ち回りにより審議することができる。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、経営支援部において行う。

(会議の非公開)

第10条 委員会の会議及び議事内容は公開しない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。